

令和3年9月吉日

各自治会・町内会 会長 様

神奈川県共同募金会旭区支会
支会長 中野 保弘

新型コロナウイルス感染拡大下における令和3年度共同募金（戸別募金）について（お願い）

共同募金運動につきましては、毎年あたたかいご支援とご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。

さて、表題の件につきまして別紙のとおりご依頼をいたしておりますが、新型コロナウイルス感染拡大により、以下のような対応といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1 資材について

例年通り募金活動を予定されている自治会・町内会様がありますので、9月中にお届けできるよう配送しています。

各自治会・町内会様のご判断で活動を延期される場合は、恐れ入りますが資材の保管をお願いいたします。

2 運動期間について

送金の期日を令和4年1月14日（金）としておりますが、各自治会・町内会の状況に合わせて柔軟に実施していただき、期日を過ぎる場合は事務局までご一報いただきますようお願い申し上げます。

神奈川県共同募金会旭区支会
（旭区社会福祉協議会内）
担当 梅崎、樋野
TEL:392-1123
FAX:392-0222



令和3年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会

昭和22年、共同募金運動は、戦後の荒廃した社会・経済状態の中で、「困ったときはお互いさま」の精神のもとに、国民たすけあい運動の一環として始まりました。

募金の使いみちも、時代の変化とともに、その時々々の社会情勢の中で必要とされるさまざまな福祉活動へ配分に重点を置き、近年は国内で多発する大規模災害時の被災者支援活動も主要な配分事業のひとつとして、県内の地域福祉を推進してまいりました。

令和2年、世界中に感染が広がった新型コロナウイルスは、私たちの日常生活にまで甚大な影響を及ぼし、今も深刻な状況が続いています。

神奈川県共同募金会では、企業や社会福祉協議会、NPO等と連携して、コロナ禍で生活に困窮されている方々や困りごとを抱える家庭の子どもたちとその保護者への緊急支援事業等を、昨年3月から継続的に展開しています。

ことしの共同募金運動は、「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を全国共通テーマに掲げて、昨年度に引き続き、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに“コロナ禍での緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災地支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

I 共同募金の役割

1. 総合的な募金運動

共同募金とは、地域福祉事業を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

III 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和3年10月1日(金)から3月31日(木)までの6カ月間を募金期間とします。

例年、市区町村を単位として実施する募金期間は12月末までとして、1月から3月までの3カ月間は県募金会が中心となって企業との協働事業を推進してまいりました。

しかしながら、コロナ禍の収束時期の見通しがつかない現状を踏まえて、令和3年度の市区町村を単位で実施する募金運動につきましても、令和2年度と同様に、10月1日から翌年3月31日までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

なお、寄付金は、年間を通じて受け入れを行います。

IV 令和3年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和3年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和3年度募金目標額(配分計画額) 12億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億2,089万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億831万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億2,350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	6,070万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
6. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金	3,600万円
7. コロナ禍における緊急支援事業および災害対応事業	1,000万円
8. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業	335.1万円
9. 県共同募金会が行う事業	8,043.9万円
10. 市区町村支会が行う事業	5,859万円

◆ 年末たすけあい募金 3億7,911万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの活動を支援するための資金。

V 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力いただけるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

募金活動はコロナ感染防止に向けたガイドラインに則り、実施します

令和3年度共同募金運動は、寄付者である県民の皆さまはもとより、募金ボランティアの方々や共同募金関係者等の感染を防止するため、安心と信頼を担保しながら実施することが求められています。

令和2年7月、中央共同募金会では、募金活動を実施するにあたっての衛生配慮に係る基本的な考え方として、「募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」)を策定しました。ガイドラインでは、健康管理の徹底、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、対人距離の確保、衛生管理といった基本的事項に沿って、戸別募金・街頭募金・法人募金などの募金方法別に想定される活動状況の事例を掲載しています。

本年度、コロナ禍での募金活動にご参加いただける募金ボランティアの方々や共同募金関係者におかれましては、令和2年度に引き続きガイドラインに則り、募金活動を実施していただきますように、ご配慮をお願い申し上げます。

1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。なお、寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分な配慮をお願いします。

- (1) 戸別訪問により募金活動を行う場合は、適宜、手指の消毒を行い、可能であれば屋内には入らず、玄関先等でコミュニケーションをとるようにお願いします。屋内に入る場合は必要最低限の時間で退出されるようにご配慮ください。
- (2) 寄付金の収受は封筒で行うなど、手渡しはできるだけ控えてください。
- (3) 寄付金を収受した時に発行する所定の領収書は、後刻ポストに投函するなど、手渡しはできるだけ控えてください。
- (4) 高額寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。
- (5) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。
また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。
- (6) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。

2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 1カ所に寄付者やボランティアの皆さまが密集しないよう対人距離を保つことのできる場所を選定し、常にフィジカルディスタンス(物理的距離)に配慮しながら活動されるようお願いいたします。
- (2) 対面状態で大きな声を発することは控えてください。そのために拡声器等や再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなどご配慮ください。
- (3) 掲示物(ラミネート、パネル等)やチラシボックスを設置するなど、趣旨を示しつつ協力を呼び掛けるなどの配慮をお願いします。
- (4) 寄付金の収受は募金箱により行い、手渡しはできるだけ控えてください。
- (5) 赤い羽根の配布にあたっては、袋に小分けする、シートの本数を間引くなど、一枚の羽根に複数の寄付者の手が触れることがないようにご配慮ください。
- (6) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者立ち合いのもとに実施します。

3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業や量販店に対しては、社会福祉施設から受配申請のあったテレビ・冷蔵庫などの家電商品等を寄付してもらえるように積極的な働きかけを実施します。

4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。

5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。

6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の際に呼びかける募金です。

- (1) 基本は「2. 街頭募金」と共通しますが、各スポーツチームや地元自治体が示している注意事項等を踏まえたうえで、参加人数、会場レイアウトや座席配置等にご配慮ください。
- (2) 会場が屋内である場合は、定期的な換気のご配慮をお願いいたします。

7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

VI 配分事業の展開

1. 配分審査

令和3年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和3年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和4年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和3年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で用途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。

VII 寄付金の取り扱い

1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

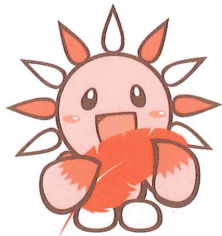
2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。



共同募金2021 地域版

あさひだより

共同募金会旭区支会
〒241-0022
横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35
横浜市旭区社会福祉協議会内
TEL:045-392-1123
FAX:045-392-0222

昨年、皆さまからお寄せいただいた共同募金の額と、そのつかいみちについて
ご報告いたします。温かいご支援どうもありがとうございました。

令和2年度共同募金寄付金総額

18,879,818円



赤い羽根募金…………… 13,090,876円

年末たすけあい募金 …… 5,788,942円

(令和2年度にいただいた寄付金は令和3年度に使われます。)

旭区では地域の民生委員児童委員
協議会・地区社会福祉協議会やボラン
ティアグループと一緒に街頭募金を
行っています。



相模鉄道株式会社は、
赤い羽根共同募金を通じて、
沿線の地域福祉を応援しています!



赤い羽根募金のつかいみち

赤い羽根募金は、県共同募金会の配分計画にもとづき、区内を中心に県域で活用されています。

- 区内施設の設備工事等 **2,970,000円**
区内2カ所の施設に配分され、設備工事などに役立てられました。(ひまわり愛児園、障害者地域活動ホームあさひ第2あさひの家)
- 区内社会福祉団体の事業費 **1,400,000円**
区内で活動する福祉団体5カ所の事業費として配分されました。(左近山地区社協・鶴ヶ峰地区社協地域ケア部・二俣川地区地域ケア桐の会・ワーカーズコレクティブみらい・ナルク横浜)
- 令和3年度区社会福祉協議会の事業費 等 **5,030,309円**
- 県内の福祉施設・団体へ配分 **3,690,567円**

年末たすけあい募金のつかいみち

年末たすけあい募金は、地区社会福祉協議会、障害者団体、ボランティアグループなど、すべて旭区内の福祉保健活動に活用されています。

- 地区社会福祉協議会の事業費(19地区) **4,987,942円**
- 福祉団体助成金 **580,000円**
- 生活困窮者支援事業費(食支援等) **221,000円**

令和3年度区社会福祉協議会の事業費

旭区社会福祉協議会では、共同募金配分金を次のような事業で活用しています。

- 区内活動団体への助成金(あさひふれあい助成金 等)
- あさひいきいき宣言(旭区社協だより)の発行
- きらっとあさひ福祉大会
- 災害見舞金の交付 など

共同募金PR大使
野毛山動物園の
グレイビーシマウマ
「ココロ」



【あさひふれあい助成金活用団体より】

旭北第2ふれあい昼食会

例年助成金をいただき昼食会を開催しておりますが、昨年はコロナの影響で規模の縮小やお弁当の配布に変更しました。初めは戸惑いもありましたが、利用者さんの笑顔や喜ぶ顔で一瞬にして元気とやる気をいただきました。



みんざちcafé

白根公園を中心にシャボン玉や工作をしながら親子サロンを実施しています。コロナ感染予防対策を周知徹底しながらも不安はあります。それでも楽しみにしている親子がいることは大変うれしいことです。



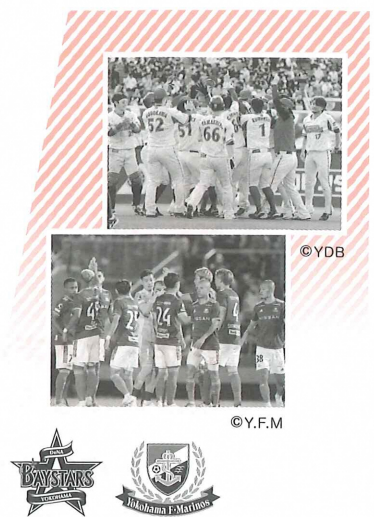
赤い羽根共同募金は10月1日から始まります。
今年も皆さまのご支援をよろしく願いいたします。
(募金は任意です。)

令和3年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

新型コロナウイルス感染への対応が長期化し、たくさんの方々がさまざまな形での支援を必要としています。生活に困窮されている方、居場所を失い孤立している方、生活や教育環境の変化を余儀なくされている子どもたち。

私たちはいま未曾有の事態に直面し、人と人との接する機会を制限される中、失いかけている「つながり」や「支え合い」の大切さに気づかされました。さらに、近年、国内では毎年記録的な大雨等により大規模災害が発生し、多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど、誰もが住み慣れた町で安心して暮らしていきたいという当たり前の願いが、一層深まっています。

ことしの共同募金運動は、昨年から継続して「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められているコロナ禍での支援事業や災害支援事業とともに、神奈川県内の地域福祉を推進してまいります。



★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています！

共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

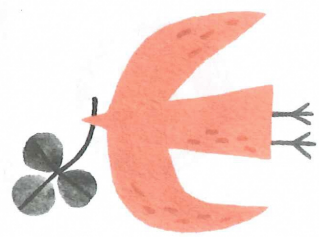
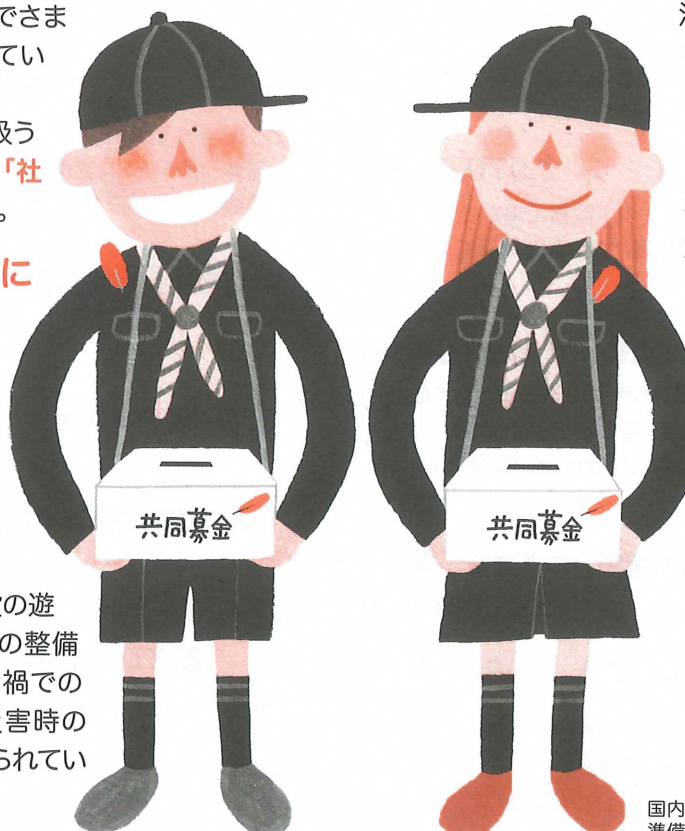
昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

共同募金って何に使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

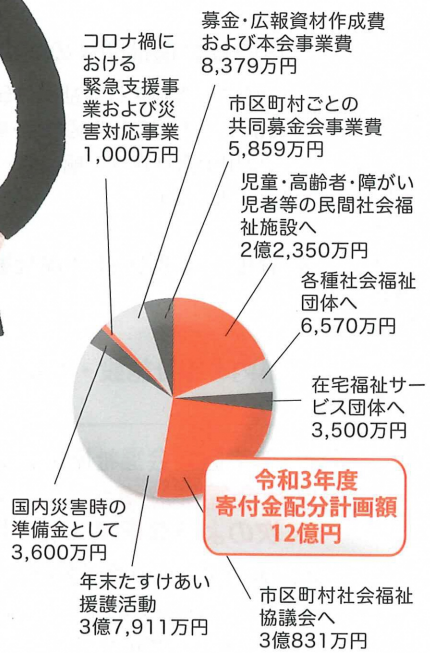
募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、コロナ禍での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



募金なのに、どうして目標額があるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められているからです。

募金は任意ですが、地域福祉を応援するためにご協力をお願いします。



税制の特典があります！

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和3年度の目標額は12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！
【募集期間】10月1日～3月31日(※)

※新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、例年の募金期間である10月1日から12月31日までの3カ月間に加えて、翌年3月末までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



NO. _____ 様

令和3年度 戸別募金（封筒募金）関連資材 一覧表

No.	配布内容	部数
（自治会・町内会長様あて）		
1	依頼状	1枚
（自治会・町内会用）		
2	令和3年度共同募金実施要領	1枚
3	募金用（郵便局）払込用紙	〇枚
4	PR用ポスター（掲示板用）	掲示板数
（班長・組長様あて）		
5	封筒募金の取り扱いについて	班数
6	委嘱状・ボランティア証	班数
（各世帯配付用）		
7	共同募金のお願い【あさひだより】（世帯数分）	世帯数
8	募金専用封筒（ご希望数）	〇枚

※封筒枚数は連合町内会長様にご記入いただいた枚数です。不足の資材がある場合には、事務局までご連絡ください。

配布数の不足や内容についてのお問い合わせは・・・

共同募金旭区支会 事務担当：梅崎・樋野

旭区鶴ヶ峰 1-6-35 旭区社会福祉協議会内

TEL: 045-392-1123 FAX: 045-392-0222

受付時間：平日の9時～17時